

---

令和7年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第1日)

令和7年12月10日 (水曜日)

---

議事日程 (1)

令和7年12月10日 午前10時00分開議

日程第1 議席の指定及び変更

第2 会期の決定

第3 会議録署名議員の指名

第4 諸般の報告

第5 行政報告

第6 同意第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第7 議案第58号 芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第59号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第60号 芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第61号 芦屋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第11 議案第62号 芦屋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

第12 議案第63号 芦屋町奨学金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について

第13 議案第64号 芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第65号 指定管理者の指定について

第15 議案第66号 芦屋町の公共下水道事業に係る事務の委託及び代替執行に関する規約の制定について

第16 議案第67号 令和7年度芦屋町一般会計補正予算 (第3号)

第17 議案第68号 令和7年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算 (第1号)

第18 議案第69号 令和7年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第2号)

第19 議案第70号 令和7年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第2号)

第20 報告第13号 専決処分事項の報告について

第21 報告第14号 専決処分事項の報告について

第22 報告第15号 専決処分事項の報告について

第23 報告第16号 専決処分事項の報告について

第24 報告第17号 専決処分事項の報告について

---

【 出席議員 】 (12名)

1番 長島 毅	2番 原崎 功典	3番 守田 政孝	4番 田中 太
5番 香田 一之	6番 中西 智昭	7番 本田 浩	8番 松岡 泉
9番 内海 猛年	10番 妹川 征男	11番 川上 誠一	12番 辻本 一夫

---

【 欠席議員 】 (なし)

---

【 欠員 】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代	書記 岡本 賢治	書記 山城 朋美
----------	----------	----------

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	貝掛俊之	副町長	中西新吾	教育長	三樹賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功
企画政策課長	本郷宣昭	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	横田和雄				

---

【 傍聴者数 】 3名

---

午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

全員起立、礼、着席願います。

ただいまより、令和 7 年第 4 回芦屋町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、貝掛町長から御挨拶がありますので、これをお受けしたいと思えます。

貝掛町長。

○町長 貝掛 俊之君

皆様おはようございます。

今日は、発言の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、令和 7 年第 4 回芦屋町議会定例会の開会にあたりまして、町長として初めて本会議に臨む機会をいただきました。この場をお借りして、町長として所信の一端を述べさせていただきます。議員の皆様並びに町民の皆様に芦屋町のまちづくりへの御理解、御協力を賜りたいと存じます。

このたび、多くの町民の皆様をはじめ、各方面からの温かい御支援、御厚情を賜り、第 36 代芦屋町長に就任いたしました。振り返りますと、平成 19 年 4 月に芦屋町議会議員に初当選させていただき、議員として、またふるさと芦屋町を愛する町民の一人として、芦屋町の住民福祉の向上に邁進してきました。

目まぐるしく状況が変化する日本社会ですが、今後は執行機関の長として、芦屋町の発展に全力で取り組んでまいります。特に今は物価高騰、あるいは豪雨災害などから、町民の皆様の生活をしっかりと守っていく必要があると考えております。また、芦屋町の限られた土地の有効活用や芦屋海岸、海など芦屋町の豊かな資源を生かして、芦屋町をもう一步前に前進させていきたいと考えております。

私は、さきの町長選への立候補にあたり、故郷、あしや創生の 3 本の柱を、マニフェストとして掲げさせていただきました。1 つ目の柱は、安心と誇りを、未来へつなぐ芦屋町、でございます。町民の皆様の暮らしを守り、芦屋町を一步前に前進させてまいります。2 つ目の柱は、国と県と連携し、未来をつくる芦屋町、でございます。未来を創る芦屋町の事業を国、県としっかりと連携し、力強く推進してまいります。3 つ目の柱は、財源なくして安心なし。財源なくして福祉なし。財源確保による、未来ゆたかな芦屋町、でございます。ポートルース芦屋の振興などにより、未来を見据え、しっかりと財源確保をしてまいります。これら故郷、あしや創生の 3 本の柱を実現するための具体的な施策について、その主な内容を説明いたします。

まず芦屋町を守る、その 1 点目は暮らしを守るでございます。町民の皆様の暮らしを守るため

に、芦屋町ではこれまで前波多野町長のもと、生活支援や子育て支援、高齢者や障害者支援など多種多様な支援策、補助事業を進めてまいりました。全国でもトップクラスといえる、これらの政策を踏襲していくと同時に、検証の上改善あるいは新たな政策で、町民の皆様方の暮らしを守り、皆様と共に満足できる政策の実現に取り組んでまいります。

2点目は災害から守るでございます。8月の九州北部豪雨で災害が発生した場所を検証し、改善に取り組むとともに、山鹿地区の冠水対策を図るために、排水ポンプの能力向上を県、国に力強く働きかけてまいります。また、日頃から防災減災に取り組むため、防災専門部署の設置に向け、検討してまいります。

3点目は産業を守るでございます。商工業、農業、漁業者の方が持続可能で発展していくため、プレミアム商品券の発行、有害鳥獣対策などに取り組んでまいります。

4点目は子どもたちを守るでございます。酷暑対策として、小中学生が安全・安心に体育館を利用できる環境を整えるため、小中学校体育館へのエアコン設置に取り組んでまいります。

次に、芦屋町を一步前にでございます。

1点目は子どもから大人まで安心して集える居場所づくりでございます。小さなお子様からお年寄りまで、全町民の方が利用できる入浴施設の建設などを目指し、検討してまいります。

2点目は土地の有効活用で成長戦略、でございます。将来の定住促進や新しい産業の誘致につなげていくため、高浜町営住宅や中央病院跡地などの活用を検討してまいります。

3点目は海を生かした町づくりでございます。令和8年度、芦屋港にボートパーク及び魚釣施設の開業を予定しております。海の魅力を最大限に生かした芦屋港のレジャー港化をこれまでの取組と成果を踏まえ、一步前へ進め、観光振興と交流人口の増加を図るとともに、町外からの来訪者だけでなく、町民の皆様にも楽しんでいただける港づくりを目指してまいります。

4点目は芦屋基地との連携強化でございます。我が国を守り、全国から集まる自衛官の皆様とさらなる連携強化を図り、地域力を前進させてまいります。

これらにつきましては、選挙を通じて町民の皆様と交わした約束でございますので、行政内部で十分協議を行った上で、町の実施計画に位置づけて推進してまいりたいと考えております。

最後に、私が描く未来は、町民の皆様が、芦屋町に住んでいてよかったと心から感じ、誇りの持てる町でございます。住んでよかったと思えるのはどのような町の姿なのか、町民の皆様の声聞かせていただきながら、現在、住んでいる皆様、移住して来られた皆様、そしてこれから生まれてくる子どもたちが生涯にわたり、安心して住み続けられる町を目指して取り組んでまいります。

そのため、4年間しっかり仕事をさせていただき決意でございます。何とぞ御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、私の所信とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 辻本 一夫君

それでは、議事日程に従って、会議を進めてまいります。

---

#### 日程第1. 議席の指定及び変更

○議長 辻本 一夫君

まず日程第1、議席の指定及び変更を行います。

去る9月21日に執行された、芦屋町議会議員補欠選挙において当選されました、原崎議員と守田議員の座席の指定を行います。

芦屋町議会会議規則第4条第2項及の規定により、原崎功典議員の議席を2番に、守田政孝議員の議席を3番に指定いたします。また、このたびの議席の指定に関連し、芦屋町議会会議規則第4条第3項の規定により、議席表のとおり議席の一部を変更いたします。

---

#### 日程第2. 会期の決定について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第2、会期の決定を行います。

お諮りします。本定例会の会期は12月10日から12月19日までの10日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

#### 日程第3. 会議録署名議員の指名について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、3番、守田議員と9番、内海議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

---

#### 日程第4. 諸般の報告について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第4、諸般の報告を行います。

補欠選挙において当選されました、議員の常任委員会委員の選任について、芦屋町議会委員会規則第7条第4項の規定により、9月22日に守田議員を、総務財政常任委員会及び議会広報常

任委員会委員に、また原崎議員を、民生文教常任委員会に選任しておりますので、報告いたします。

---

## 日程第5. 行政報告について

### ○議長 辻本 一夫君

次に日程第5、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、書面により報告いたします。

次に日程第6、同意第4号から日程第24、報告第17号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

### ○町長 貝掛 俊之君

それでは、本日提案しております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは、人事案件でございます。

同意第4号の人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、現在の人権擁護委員であります佐藤一雄氏の任期が、令和8年6月30日をもって満了となりますので、後任の候補者として黒岩綾美氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

黒岩氏は、平成16年10月から芦屋町の学童クラブで、児童の健全な育成や保護者への子育て支援を行っており、人権擁護委員としての人格、識見も申し分なく、人権擁護委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に条例議案でございます。

議案第58号の芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、令和7年3月31日公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第59号の芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険事業の安定的な運営と赤字財政運営の解消を図ることを目的に、国民健康保険税率を改正するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第60号の芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、

条例で規定する当該法律の引用箇所に変更が生じるため、関係条例の一部を改正し、併せて所要の改正を行うものでございます。

議案第61号の芦屋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定、及び議案第62号の芦屋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、関連がありますから一括して説明いたします。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていないこどもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設されました。令和8年4月1日からの乳児等通園支援事業実施にあたり、その設備及び運営に関する基準（認可基準）を定め、併せて事業を行う者である旨の、市町村長の確認に係る基準（確認基準）を定める必要があるため、両条例を新たに制定するものでございます。

議案第63号の芦屋町奨学金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、近年、国や県などによる修学支援制度が充実し、奨学給付金や授業料無償化などによって教育環境が大きく改善されている状況です。そうした中、芦屋町奨学金基金による新規貸付は、平成17年度以降行っておらず、貸付金の償還業務のみを行っている状況であり、一定の役割を終えたと判断されることから、制度の整理を図るべく、条例を廃止するものでございます。

議案第64号の芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、テニスコート利用料金の一部区分を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

次にその他の議案でございます。

議案第65号の指定管理者の指定につきましては、芦屋海浜公園及び芦屋海浜公園レジャーパークの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第66号の芦屋町の公共下水道事業に係る事務の委託及び代替執行に関する規約の制定につきましては、芦屋町の汚水処理に関する公共下水道事業に係る事務を、北九州市へ委託するため、地方自治法第252条の14第1項及び第252条の16の2第1項の規定に基づき、北九州市と芦屋町との間で、事務の委託及び代替執行に関する規約を制定するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第67号の令和7年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,800万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金を増額計上しています。

歳出につきましては、町独自の物価高騰対策支援策として、生活応援商品券発行事業に係る経費を計上したほか、制度融資信用保証料補助金等を増額計上しています。また、令和8年度に小中学校体育館空調設備整備事業を実施するにあたり、令和7年度中に設計に係る契約を行う必要がありますので、実施設計委託に関する経費について、債務負担行為を追加するものでございます。その他、繰越明許費の追加を1件、債務負担行為の追加を1件、変更を1件計上しております。

議案第68号の令和7年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ10万4,000円の増額補正を行うものでございます。

町債の借入時の利率が、当初予算算定時に見込んでいた利率よりも高くなったため、歳入では、中央病院からの公債費負担金を増額計上しています。

歳出では、利子償還額を増額計上しています。

議案第69号の令和7年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ49万5,000円の増額補正を行うものでございます。

歳入では、繰入金の増額を計上しております。

歳出では、修繕料の不足に伴う需用費の増額を計上しております。

議案第70号の令和7年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入として、電話投票の売上金について、78億円を増額計上しております。

収益的支出につきましては、売上金の増額に伴う払戻金などの開催費6億6,498万8,000円を増額計上しております。

最後に報告案件でございます。

報告第13号の専決処分事項の報告につきましては、魚見公園整備工事（その6）の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

報告第14号の専決処分事項の報告につきましては、庁舎非常用電源整備工事の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

報告第15号の専決処分事項の報告につきましては、総合体育館非常用電源整備工事の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

報告第16号の専決処分事項の報告につきましては、所得制限外住宅の家賃滞納者に対し、建

物の明渡しを求める訴えを提起したことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

報告第17号の専決処分事項の報告につきましては、所得制限外住宅で発生した排水不良事故に関して、被害者への損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長 辻本 一夫君**

以上で、町長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第6、同意第4号については人事案件でございますので、この際、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 辻本 一夫君**

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第6、同意第4号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手〕

**○議長 辻本 一夫君**

満場一致であります。よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第7、議案第58号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 辻本 一夫君**

ないようですから、議案第58号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第8、議案第59号についての質疑を許します。川上議員。

**○議員 11番 川上 誠一君**

議案第59号の芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

これは、国民健康保険の税率の改正は、国保税の値上げを行うということですが、改正の理由について、まず第1点に伺います。

**○議長 辻本 一夫君**

執行部の答弁を求めます。税務課長。

○税務課長 水摩 秀徳君

改正の目的と概要について説明いたします。

国の医療保険制度改革におきまして、国民健康保険の安定化を図るため、税収不足に伴う一般会計からの法定外繰入金を削減するよう、求められているような状況にあります。一方で、本町の国民健康保険事業につきましては、一般会計からの法定外繰入金に依存せざるを得ない、厳しい財政運営が続いております。

このような中、本町では、令和5年度に芦屋町国民健康保険運営協議会から提出されました答申書に基づき、国民健康保険事業の赤字解消のため、令和12年度までに本町の税率を、福岡県が示す標準保険税率と整合を図る。また税率の改正にあたり、被保険者負担が急激に増加することがないように、2年に一度最新の標準保険税率を用いて改正する、としておりました。

しかし、基準となる標準保険税率につきましては、年度により変動が激しく、改正年度の状況によっては、被保険者の負担が想定よりも増加することが懸念されたため、基準となる標準保険税率の用い方を、芦屋町国民健康保険運営協議会で再検討してきました。

この結果、令和8年度以降の税率改正にあたっては、基準となる標準保険税率を平準化して求めた税率とすることが適当である、という答申を受けたため、これを踏まえて今回税率を改正するものでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

健康保険事業の安定的な運営と赤字財政を解消するために、国保運営協議会からの答申を踏まえ、税率を改正するということですが、この間議会の中でも指摘してきましたが、この大きな要因として、国保の広域化があると思います。

国保の広域化は、都道府県を保険者にすることで、国の責任を軽減し、市町村の法定外繰入を廃止し、結局住民の保険料の値上げになるのです。国保料が上がれば、払えない住民がますます増えることははっきりしています。

国保法第1条には、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると書かれ、国保制度が社会保障であることを、明確に位置づけています。

この点から、私はこれは大変納得することはできないんですけど、それでは、それによってどのくらいの値上げが行われるのか、このことについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

税務課長。

○税務課長 水摩 秀徳君

税率改正に伴う影響について、説明をしたいと思います。

令和7年10月末現在の国民健康保険被保険者の情報を基に試算したところでございますが、今回の税率改正によりまして、全体でいうと約1,100万円程度の増額が見込まれるところでございます。

お尋ねの住民負担につきましては、被保険者の所得や世帯構成など個々の状況によるため、一概に額を示すことができないので、モデルケースを用いて説明させていただきたいと思っております。

夫婦と子どもの3人世帯で、夫は自営業、妻は夫の扶養でパート勤め、子どもは中学生としまして、世帯所得が146万円と想定した場合、現行の年間の税額が22万3,000円です。改正後につきましては、23万8,300円となりますので、年額で1万5,300円の増額となります。国民健康保険税は年9回で納付いただくため、1回の納付では、1,700円の増額ということになります。

また芦屋町で最も構成比率が高い単身世帯で所得が0円、0円というのは、国民年金のみを受給している方と考えていただければ、分かりやすいかと思っております。この場合、現行の年税額で1万7,600円に対しまして、改正後は1万9,000円となりまして、年額で1,400円の増額となります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

税額で22万3,000円が、23万8,300円となり、もともと高い保険料が値上げされるのですから、これは所得の約2割弱となります。

物価高の中、生活苦に陥り、保険料が高すぎて払えない、こういった方々が増えてくるのではないかと考えますが、その点はどう考えるのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

税務課長。

○税務課長 水摩 秀徳君

まず、今回の改正につきましては、国民健康保険運営協議会の答申を踏まえたものであるということでございます。

物価高騰の状況はあるものの、最低賃金を含めた給与水準につきましては、上昇しているような状況でございますので、社会を取り巻くような環境が、コロナ禍と比べると大きく変化した、

とまでは言えないと判断されまして、税率改正につきましては、大きな支障はないという判断されたと理解をしているところでございます。

今後につきましては、広報やホームページで住民周知をしっかりとしていきたいと考えております。

以上です。

**○議長 辻本 一夫君**

そのほか、ないようですから、議案第59号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第9、議案第60号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 辻本 一夫君**

ありませんか。

ないようですから、議案第60号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第10、議案第61号についての質疑を許します。妹川議員。

**○議員 10番 妹川 征男君**

議案第61号と第62号は関連性があるということで、先ほど町長の方から説明がありました。生後6か月から満3歳未満で保育所に通っていない、就労要件は問わずということで、すばらしい内容ではないかと思えます。福岡市では、もうこれが実施されていると聞いてますが、芦屋町でも、何年か遅れてるかも分かりませんが。

それで質問したいのは、月一定時間までの利用可能の枠でと、これは月何時間ぐらいでの利用ができるのか、それと利用料は、これは通園給付としてありますから無料なのか、それから、受け入れ体制として、保育園が今芦屋町は、確認の意味ですけど何か所あるのか、そこをまずお聞きしたいと思います。

**○議長 辻本 一夫君**

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

**○健康・こども課長 塩田 健司君**

お答えいたします。

一定時間というところで、今のところ、こども1人あたり月10時間を上限と考えております。それから、利用者の利用料、保護者負担につきましては、今のところ標準的には、1時間300円で設定する見込みですが、町民税等の世帯の状況に応じては、減免措置を取り入れる予定であります。利用料と減免につきましては、今後国が考え方を示す予定でありますので、それを踏まえて設定したいと考えております。

あと施設ですが、町内には認可保育所が4か所、認定こども園が1か所、幼稚園が1か所あり

ますが、今のところこの事業を実施する施設というのは、はっきりと決まっておきませんが、今後この条例制定されましたら、各施設と調整を行って、実施に向けて準備を行いたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

いいですか。妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

そうしますと、どのくらいのこどもを、子育て支援ということですから、町内でまだどのくらいの方々が入園されるか、利用されるかということでしょうけど、ちょっと心配するのは、その受入れ業者が施設を改善しなければならない、また確保するために、相当のお金が、設備費用がかかると思うんですけど、その辺についてはどう考えられてるのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

まず対象者0歳6か月、生後6か月から3歳未満の人数につきましては、今年11月末現在の町内居住者で80名該当します。失礼しました。0歳6か月から3歳未満で、保育所や幼稚園等に通ってないこどもですね、11月末現在で80名おられます。

この事業実施にあたりまして、施設の方で、特に施設改善を要するということは、想定しておりませんで、定員の範囲内で、各施設の利用定員の範囲内で、実施する予定と考えております。

事業実施にあたりまして、先ほど利用者負担額、1時間あたり300円を想定しますが、それに加えて町からの委託料、各施設に払う委託料もございますので、そちらの方は、また国の公定価格が示されましたら、8年度当初予算に計上したいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

いいですか。

そのほか、ないようですから、議案第61号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第11、議案第62号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第62号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第12、議案第63号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第63号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第13、議案第64号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第64号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第14、議案第65号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第65号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第15、議案第66号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第66号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第16、議案第67号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第67号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第17、議案第68号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第68号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第18、議案第69号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第69号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第19、議案第70号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第70号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第20、報告第13号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第13号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第21、報告第14号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第14号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第22、報告第15号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第15号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第23、報告第16号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第16号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第24、報告第17号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第17号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第7、議案第58号から、日程第19、議案第70号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

起立、礼。お疲れさまでした。

午前10時50分散会

---